

I. はじめに

国際的にはIFRS第16号「リース」が2019年から適用されており、国際的な会計基準との整合性の観点などから、我が国でも会計基準が改正され、新たに企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「新リース会計基準」）が2024年9月13日に公表されました。ニュースレターVol.91,92で取り上げているとおり、借手を中心に様々な企業への影響が大きい改正となっていますが、貸手の収益認識についても「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」）との整合性を図るための改正が行われています。

本稿では特に製造又は販売を事業とする貸手のファイナンス・リースに係る収益認識にスポットを当てて解説していきます。

II. 現リース会計基準における貸手の収益認識

現行の「リース取引に関する会計基準」（以下「現リース会計基準」）で認められている会計処理は下記の3つになります。

- 第1法：リース取引開始日に売上高と売上原価を計上
- 第2法：リース料受取時に売上高と売上原価を計上
- 第3法：売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分

第1法は主として製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合を想定した会計処理です。このほか、第2法は従来行われてきた割賦販売の処理、第3法はリース取引が有する複合的な性格の中でも金融取引の性格が強い場合を想定しています。

以下、各法の会計処理を設例を使って説明します。

設例

- 前提
 - ・ 製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環としてリースを行っている
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リースに該当する
 - ・ リース開始日：×1年4月1日
 - ・ 貸手のリース期間：5年
 - ・ リース料：総額4,000千円、各期末に800千円支払い
 - ・ 借手に対する現金販売価格：3,500千円
 - ・ 原資産の帳簿価額：2,500千円
 - ・ 貸手の見積残存価額：ゼロ
 - ・ 決算日：3月31日
 - ・ 単純化のため、利息相当額の総額を各期に定額で配分

- 仕訳例（単位：千円）

<第1法>

（リース開始日：×1年4月1日）

借方		貸方	
リース投資資産	4,000	売上高（※1）	4,000
売上原価	2,500	棚卸資産	2,500

（※1）リース料総額

（支払日・期末日：×2年3月31日）

借方		貸方	
現金預金	800	リース投資資産	800
繰延リース利益繰入(P/L)	400	繰延リース利益(B/S)（※2）	400

（※2）利息相当額の総額500千円（リース料総額4,000千円-借手に対する現金販売価格3,500千円）のうち残りリース期間に対応する額400千円（500千円÷5年×4年）を繰り延べ

<第2法>

（リース開始日：×1年4月1日）

借方		貸方	
リース投資資産	3,500	棚卸資産	2,500
		販売益（※3）	1,000

（※3）原資産の帳簿価額2,500千円と借手に対する現金販売価格3,500千円の差額をリース開始日に収益認識（販売益を販売基準で処理するケース）

（支払日・期末日：×2年3月31日）

借方		貸方	
現金預金	800	売上高	800
売上原価（※4）	700	リース投資資産	700

（※4）受取リース料800千円から利息相当額100千円（利息相当額の総額500千円÷5年）を差し引いた額を原価処理

<第3法>

（リース開始日：×1年4月1日）

第2法と同じ			
--------	--	--	--

（支払日・期末日：×2年3月31日）

借方		貸方	
現金預金	800	リース投資資産	700
		受取利息	100

III. 新リース会計基準が貸手のファイナンス・リースに係る収益認識に与える影響

(1) 第1法における売上高から利息相当額を控除する点

現リース会計基準ではリース料総額を売上高として計上していましたが、収益認識会計基準における重要な金融要素に関する取扱いと整合的になるように、新リース会計基準ではリース料総額から利息相当額を控除して売上高を計上し、利息相当額は各期に配分することとされました。

そのため、現リース会計基準における第1法を採用している場合は、利息相当額だけ売上高が減少することになります。

(2) 第2法（割賦販売の処理）が廃止される点

現リース会計基準で認められている第2法は、収益認識会計基準との整合性を図る観点から、新リース会計基準では廃止されました。収益認識会計基準では履行義務を充足した時点で収益を認識することとしており、現リース会計基準で認めていた割賦販売の処理は当該基準の考えと整合しなくなっていました。その結果、新リース会計基準では販売益相当額を繰り延べる第2法を踏襲しなかったとしています。

そのため、現状第2法を採用している場合においては、「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」か否かに応じて、下記IVで示す方法に変更が必要となります

(3) 製造又は販売以外を事業とする貸手は利息相当額のみを損益とすることが明示された点

前述のとおり、現リース会計基準において第3法は金融取引の性格が強い場合を想定していました。この点、新リース会計基準では「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」と「製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」を明確に区分しており、その結果、後者の場合は利息相当額のみを損益とする会計処理しか認められないことが明示されました。

そのため、製造又は販売以外を事業とする貸手が現リース会計基準において第1法又は第2法を採用している場合、改正によって売上高は減少することになります。

IV. 新リース会計基準における貸手の収益認識

上記IIIの影響について、IIの設例と同じ前提を用いて製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースの場合の仕訳例を示します。

設例

● 仕訳例（単位：千円）

<製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリースの場合>

(リース開始日：×1年4月1日)

借方		貸方	
リース投資資産	3,500	売上高(※1)	3,500
売上原価	2,500	棚卸資産	2,500

(※1) リース料総額からこれに含まれる利息相当額を控除した額
(借手に対する現金販売価格)

(支払日・期末日：×2年3月31日)

借方		貸方	
現金預金	800	リース投資資産	700
		受取利息(※2)	100

(※2) 利息相当額の総額500千円(リース料総額4,000千円-借手に対する現金販売価格3,500千円)のうち当期に対応する利息相当額100千円(500千円÷5年)

リース開始日の仕訳は現リース会計基準の第1法に近いものの、リース料総額に含まれる利息相当額(500千円)だけ売上高が減少することになります。

なお、参考として「製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」の場合の仕訳例を示すと下記となります。

(リース開始日：×1年4月1日)

借方		貸方	
リース投資資産	2,500	棚卸資産	2,500

(支払日・期末日：×2年3月31日)

借方		貸方	
現金預金	800	リース投資資産	500
		(※3)	
		受取利息	300

(※3) 受取リース料800千円-当期に対応する利息相当額300千円(利息相当額の総額1,500千円÷5年)

V. おわりに

新リース会計基準の適用にあわせて収益認識基準を変更する企業もあると考えられます。現行の第2法を採用している企業や改正を契機に会計方針の変更を検討している企業の皆様は、変更の影響が事業へ与える影響(例えば予算や中期経営計画など)に留意しながら適用に向けて準備することが必要と考えられます。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。
<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>